

令和2年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	14	府省庁名	経済産業省
対象税目	<input checked="" type="checkbox"/> 個人住民税 <input checked="" type="checkbox"/> 法人住民税 <input checked="" type="checkbox"/> 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）		
要望項目名	金属鉱業等鉱害防止準備金制度の延長		
要望内容（概要）	<p>・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要）</p> <p>金属鉱山等における閉山後等の鉱害を防止するため、金属鉱業等鉱害対策特別措置法第7条の規定に基づき、産業保安監督部長が採掘権者等に対して独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構（JOGMEC）の鉱害防止積立金の積立額として通知した額について、鉱山の採掘権者等が積立てを行った場合には、その積立額の80%を限度に損金算入ができる本制度は、令和2年3月31日が適用期限となっている。</p> <p>このため、本制度の適用期限の2年間延長を要望する。</p> <p>・ 特例措置の内容</p> <p>本制度の適用期限の延長が認められた場合、法人住民税法人税割及び法人事業税についても同様の効果を適用する。（租税特別措置法第20条、第55条の2、第68条の44において措置された場合、国税との自動連動を図る。）</p>		
関係条文	〔 地方税法第23条第1項第3号、同法第32条第1項、同法第72条の23第1項、同法第292条第1項第3号 〕		
減収見込額	[初年度] — (▲0) [平年度] — (▲0) [改正増減収額] — (単位：百万円)		
要望理由	<p>(1) 政策目的</p> <p>鉱山の特性に応じた保安上の措置を確実に実施することにより、鉱害の発生を防止する。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>金属鉱山等の採掘終了後等における鉱害防止事業の確実な実施を図るため、当該鉱山の採掘権者等は、金属鉱業等鉱害対策特別措置法（第7条）の下で使用中の集積場等の施設について、鉱害防止積立金を積み立てることが義務付けられているが、かかる鉱害防止事業の円滑かつ確実な実施のためには、義務づけられた当該準備金の積立について、採掘権者等の経済的負担を軽減することが必要不可欠である。</p> <p>また、本制度は、金属鉱業等鉱害対策特別措置法案に対する附帯決議（昭和48年3月28日 衆議院商工委員会）において「将来の鉱害防止事業を確実に実施させるため、的確かつ厳格な指導監督を行うとともに、鉱害防止積立金制度の適切な運用を図り、鉱害防止積立金の税法上の優遇措置を検討すること。」と言及されており、本制度の適用期限を2年間延長する等、本附帯決議の主旨に沿った措置が講じられるべきである。</p>		
本要望に対応する縮減案			

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	産業セキュリティ 産業保安・危機管理
	政策の達成目標	産業活動終了後における永続的な災害発生の未然防止の観点から、休廃止鉱山における鉱害防止事業について必要な対応策が確実に実施されるような環境を整備する。 鉱害防止事業の円滑かつ確実な実施のため、採掘権者等の経済的負担を軽減する。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	適用期限は令和2年3月31日までであり、2年間期間延長。
	同上の期間中の達成目標	産業保安監督部長が鉱害防止事業に必要な費用が積み立てられるよう毎年度算定して通知した額に対する採掘権者等の積立額の実績を100%とする。
	政策目標の達成状況	積立実績 平成26年度 100% 平成27年度 100% 平成28年度 100% 平成29年度 100% 平成30年度 100%
有効性	要望の措置の適用見込み	令和元年度は8百万円、令和2年度は9百万円、令和3年度は9百万円の積立が見込まれる。
	要望の措置の効果見込み (手段としての有効性)	金属鉱業等鉱害対策特別措置法第7条による鉱害防止積立金の積み立て義務と本制度による支援措置との相乗効果により、閉山後等の鉱害防止事業が確実に実施される。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	国税：鉱害防止事業基金に充てるための負担金の損金算入の特例 所得税・法人税（租税特別措置法第28条第1項第3号、第66条の11第1項第3号、第68条の95）
	予算上の措置等の要求内容及び金額	一般会計（昭和46年度創設：令和元年度当初予算） 休廃止鉱山鉱害防止等工事費補助金 2,911百万円
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	上記の予算は、鉱害防止義務者が存在しない鉱山について、地方公共団体が鉱害防止事業を実施する場合にその事業費の4分の3を補助するものであるが、本要望項目は、鉱害防止義務者の鉱業活動に起因する汚染分について、汚染者負担の原則に基づき、鉱山を操業している当該鉱山の鉱害防止義務者に将来の集積場等の施設の使用終了後の鉱害防止事業費を積立させてさせるものであり、両制度が互いに協調することにより集積場等の使用終了後の鉱害の発生が未然に防止される。
	要望の措置の妥当性	鉱害防止事業は、イタイタイ病など国民の健康被害や土砂崩れ災害を防止する事業であり、使用中の集積場等の施設に対する鉱害防止積立金の積立は、金属鉱業等鉱害対策特別措置法第7条第1項に基づく法律上の義務である。また、同法第7条第2項に基づき鉱害防止積立金はJOGMECに積み立てなければならず、税制面での損金算入措置は妥当である。 なお、制度創設（昭和49年度）以来、40年以上経過したため、積立が終了した鉱山も増えてきたことから、本制度の適用件数は制度設立時と比べて減少はしているものの、現在もなお稼行中の鉱山は存在し、かつ厳しい経営状態にある採掘権者等もいるため、鉱害防止事業の確実な実施のためには引き続き税制措置が必要である。

